

平成 26 年 4 月 1 日現在

一般社団法人 移住・交流推進機構 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人移住・交流推進機構（以下「機構」という。）と称し、英文では Japan Organization for Internal Migration（略称 JOIN）と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、豊かな自然環境に恵まれた地方に新しい生活、可能性を求め、移住・交流を希望する者への情報発信や、ニーズに応じた地域サービスを提供するシステムの普及を行うことにより、都市から地方への移住・交流を推進し、もって人口減少社会における地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 移住・交流に関する諸情報の収集及び提供。
- (2) 移住・交流の推進に資する各種情報の普及及び宣伝並びにイベント等の実施。
- (3) 地方の移住・交流希望者の受入体制、ビジネスモデルの構築等に対する支援。
- (4) 会員相互及び会員と有識者等の交流機会の創出。
- (5) 新たな移住・交流ビジネス創造のための企業及び地方公共団体による共同研究の実施。
- (6) その他機構の目的を達成するために必要な事業。

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる者とし、(1)から(4)までの会員及び(6)の会員(以下「正会員」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・一般財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 特別法人会員
- (2) 一般法人会員
- (3) 地域法人会員
- (4) 都道府県会員
- (5) 市町村会員
- (6) 有識者会員

2 特別法人会員は、機構の目的に賛同、協力し、年会費を10口以上納入する営利法人、公益法人その他の法人及び団体等とする。

3 一般法人会員は、機構の目的に賛同、協力し、年会費を5口以上納入する営利法人、公益法人その他の法人及び団体等とする。

4 地域法人会員は、機構の目的に賛同、協力し、年会費を1口以上納入する営利法人、公益法人その他の法人及び団体等とする。

5 都道府県会員は、機構の目的に賛同、協力し、年会費を3口以上納入する都道府県又は都道府県をその構成員に含む団体等とする。

6 市町村会員は、機構の目的に賛同、協力する市区町村又は市区町村を構成員とする団体等とする。

7 有識者会員は、移住・交流の促進に関する専門的知見を有し、機構の目的に賛同、協力する者であって、理事会で決定する者とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者(有識者会員を除く。)は、理事会の定めるところにより加入の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員(有識者会員を除く。)は、この法人の業務に要する費用に充てるため、会員になった時及び毎事業年度、第5条第2項から第5項までの各項に定める口数の会費を納入しなければならない。

2 会費は、一口10万円とする。

3 代表理事は、災害を受けた会員の会費を、理事会の定めるところにより、免除することができる。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事会の定めるところにより届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、決議の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は消滅したとき。(有識者会員においては、本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。)

2 年度の途中で会員の資格を喪失した場合も、その時点で既納の会費は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・一般財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、代表理事に対し、総会の目的である事項及び開催の理由を示して、総会の開催の請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 前条第3項の臨時総会にあっては、代表理事は、理事会の決議があった日又は請求後遅滞なく招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくとも7日前までに総会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知を発する。ただし、書面をもって表決することができるとする場合には2週間前までに通知を発するものとする。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 正会員は、総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面で表決した者又は表決の委任をした者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうち総会で選出された2名の者が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって一般社団・一般財団法人法上の代表理事とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び一般社団・一般財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理・執行する。
- 3 業務執行理事は、その担当業務につき代表理事を補佐し、業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 役員が任期満了前に欠けた場合には、補欠役員を選任するものとし、補欠役員任期は、前任者の残任任期とする。
- 3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員解任)

第25条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。この場合、決議の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第26条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(会長)

第27条 機構に、任意の職として会長を1名置く。

- 2 会長は、会員又は学識経験者の中から、理事会において任期を定め、たうえで選任し、代表理事が委嘱する。
- 3 会長は、第3条の目的にしたがって移住・交流推進のための重要事項について、意見を述べる。
- 4 代表理事又は業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、機構の運営の基本に関する事項を会長に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、前条第2項の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の承認を受けた事業計画書及び収支予算書は、定時総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号イからトまでに掲げる法人

第9章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

(書類等の備置き)

第42条 事務局には、法令に定めるところにより、必要な書類等を備え置かなければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第44条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。